省令

○総務省令第八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十九日

総務大臣　石田　真敏

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（指定電気通信役務の範囲） **第十八条**　法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務並びに主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつてその全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）及び総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの（次に掲げるものを除く。）とする。 ［一・二　略］ ［削る］ 三‖［略］ 四‖［略］ 五‖［略］	（指定電気通信役務の範囲） **第十八条**　法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務並びに主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつてそのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）及び総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの（次の各号に掲げるものを除く。）とする。 ［一・二　同上］ 三‖新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務 四‖［同上］ 五‖［同上］ 六‖［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。